

八王子市公告第740号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年12月25日

八王子市長 初宿 和夫

記

1. 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

八王子市元八王子町二丁目 1030番1の一部、1030番3、1033番1、
1033番3

2. 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都八王子市台町四丁目45番10号
特定非営利活動法人木馬
理事 大庭 憲弘

〈問合せ先〉
まちなみ整備部開発審査課